

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和元年10月11日

京都市長 門 川 大 作

別表第2事業所の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室市民税第一課長及び法人税務課長，固定資産税室固定資産税第一課長並びに納税室納税推進課長を含む。），市税事務所支所センター長及び歴史資料館次長の項中「，市税事務所支所センター長」を削る。

別表第2課長（衛生環境研究所の課長を除く。），室の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室法人税務課長を含む。），市税事務所支所センター長，動物園生き物・学び・研究センター長及び部長の項中「，市税事務所支所センター長」を削る。

別表第2市税事務所支所センター長の項を次のように改める。

市税事務所納税室北税務課長，上京税務課長，左京税務課長，中京税務課長，東山税務課長，山科税務課長，下京税務課長，南税務課長，右京税務課長，西京税務課長，洛西税務課長，伏見税務課長，深草税務課長及び醍醐税	<ol style="list-style-type: none">(1) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。(2) 使用料，手数料その他諸収入の徴収に関する事。(3) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。(4) 旅費の支出決定に関する事。(5) 水道，ガス，電気及び電話の料金，清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。(6) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。(7) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。(8) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。(9) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関する事。(10) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。(11) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。
---	--

務課長

- (12) 軽易な公告の決定に関する事。
- (13) 市税（府民税を含む。）に係る徴収金及び徴収の囑託を受けた市町村税（都道府県民税を含む。）に係る徴収金の徴収に関する事。
ただし、差押財産の換価に関するものを除く。

附 則

この訓令は、令和元年10月15日から施行する。

（行財政局人事部人事課）